

○国立大学法人横浜国立大学動物実験等管理実施規則

(平成 26 年 11 月 13 日規則第 77 号)

改正 平成 28 年 1 月 27 日規則第 12 号 平成 28 年 4 月 21 日規則第 42 号

平成 28 年 9 月 15 日規則第 71 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学におけるライフサイエンス研究等の実施に関する規則（平成 19 年規則第 105 号。以下「ライフサイエンス研究等規則」という。）第 9 条に基づき、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）における動物実験の実施に関し、必要な事項を定めることにより、科学的観点及び動物愛護の観点から適正な動物実験の管理実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 動物実験等 動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。（ただし、本規則は哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる実験に適用される。）
- (2) 実験動物 動物実験等のため、施設等で飼養又は保管している動物（施設に導入するために輸送中のものも含む。）をいう。
- (3) 動物実験施設等 飼養保管施設又は動物実験室をいう。
- (4) 飼養保管施設 実験動物を恒常に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (5) 動物実験室 実験動物に実験操作（実験操作のため実験動物を 48 時間以内の範囲で一時的に保管する場合を含む。）を行う施設をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 施設管理者 動物実験施設等の管理を行う者をいう。
- (9) 施設管理責任者 動物実験施設等を管理する業務を統括する者をいう。

(基本原則)

第 3 条 本学における動物実験等及び実験動物の飼養保管は、この規則に定めるもののほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本方針」という。）及び「動物の処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第 40 号）その他関係法令等を遵守する

とともに、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（2006年6月1日日本学術会議策定）」に準じて行うものとする。

(施設管理責任者及び施設管理者の任命)

第4条 学長は、国立大学法人横浜国立大学動物実験専門委員会規則（平成21年規則第85号）第2条第4項に基づいたライフサイエンス研究等規則第5条に定めるライフサイエンス研究等倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）からの推薦に基づき、本学専任教員のうちから施設管理責任者を任命するものとする。

2 施設管理責任者は、本学専任教員のうちから動物実験施設等毎に施設管理者を任命するものとする。

(動物実験の実施)

第5条 動物実験等を実施しようとする者は、ライフサイエンス研究等規則に基づき、当該実験毎に学長の承認を受け、当該実験の実施が複数年度に渡る場合は、年度毎に学長の承認を受けなければならない。また、承認された計画を変更する場合にも、学長の承認を得なければならない。

2 前項に係る申請の様式は別紙様式1を使用するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験について実験計画が完了したとき、又は動物実験計画を中止したときは、別紙様式2により、学長に報告しなければならない。

4 動物実験責任者は、実験の実施が複数年度に渡る場合には、年度毎の経過を別紙様式3により、学長に報告しなければならない。

(動物実験施設等の設置)

第6条 動物実験等を実施し、又は、実験動物を飼養保管する場合には、学長の承認を得た動物実験施設等を使用しなければならない。

2 施設管理責任者は、動物実験施設等を設置又は変更（以下「設置等」という。）する場合は、飼養保管施設については別紙様式4、動物実験室については別紙様式5を使用し、学長に申請するものとする。

(動物実験施設等の要件)

第7条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

2 動物実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(動物実験施設等の廃止)

第8条 動物実験施設等を廃止する場合には、施設管理責任者は、別紙様式6を使用して学長に届け出なければならない。

(マニュアルの作成と周知)

第9条 施設管理責任者は、動物実験施設の適正な運用に必要なマニュアルを整備し、動物実験実施者に周知するものとする。

(施設等の維持管理及び改善)

第10条 学長は、実験動物の適正な管理並びに動物実験施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(実験動物の管理運営)

第11条 施設管理者及び動物実験実施者等は、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。また、施設管理責任者及び施設管理者は、その管理する施設について、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めなければならない。

- 2 施設管理者等は、動物実験施設等及び施設等周辺の生活環境の保全に努めなければならない。
- 3 施設管理者等は、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。特に、毒へび等の有毒動物の飼育保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備える等の体制を整備するよう努めなければならない。
- 4 施設管理責任者は、実験動物が逸走した場合の捕獲、関係機関への必要な連絡等の対応についてあらかじめ定めるものとする。
- 5 施設管理責任者は、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとする。
- 6 施設管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備するものとする。
- 7 施設管理責任者は、飼育環境（飼料等を含む）の定期検査を実施し、その結果を5年間保存しなければならない。
- 8 動物実験実施者は、実験動物の輸送を行う場合には、施設管理責任者の指導の下、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めなければならない。
- 9 前各項の実施その他実験動物の飼養保管にあたっては、飼養保管基準その他の関係法令等を十分に理解し、遵守して行うものとする。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験等)

第12条 学長は、物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全、健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払わなければならない。

2 施設管理者及び動物実験実施者は、遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設管理責任者の指導の下、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払わなければならない。

(本規則を適用しない実験等の実施)

第13条 哺乳類、鳥類又は爬虫類以外の生体を使用する実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うものとする。

(動物実験の実施に係る事務)

第14条 動物実験の実施に係る事務に関しては、研究推進部研究推進課が行うものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるものほか、動物実験等の管理実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

2 国立大学法人横浜国立大学動物実験等の管理実施要項（平成24年1月19日学長裁定）は廃止する。

附 則(平成28年1月27日規則第12号)

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成28年4月21日規則第42号)

この規則は、平成28年4月21日から施行する。

附 則(平成28年9月15日規則第71号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1(第5条関係)

動物実験計画書

[別紙参照]

様式第2(第5条関係)

動物実験完了・中止報告書
[別紙参照]

様式第3(第5条関係)

動物実験経過報告書
[別紙参照]

様式第4(第6条関係)

飼養保管施設設置等承認申請書
[別紙参照]

様式第5(第6条関係)

動物実験室設置等承認申請書
[別紙参照]

様式第6(第8条関係)

施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届
[別紙参照]